

五島市監査委員公表第3号

令和2年5月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年2月19日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五教総第920号
令和3年1月29日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市教育委員会
教育長 藤田清人

令和2年度例月財務監査結果報告に基づく措置状況について

令和2年7月31日付け2五監第385号による令和2年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 指摘事項

(1) 五島市小中学校教育用パソコンOSアップデート調査業務委託及びアップデート業務委託の契約について

五島市小中学校教育用パソコンOSアップデート調査業務（以下「調査業務」という。）の委託及びアップデート業務（以下「アップデート業務」という。）の委託について、次のとおり不適切な事務処理がなされている。

ア 設計書を作成していない。

イ 見積徴取伺いを起案していない。

ウ 見積徴取を行わずに、参考見積書で契約を締結している。

エ アップデート業務委託契約の締結伺いにおいて、契約金額の記載が誤っている。

オ 委託契約書においては、契約保証金を免除する根拠条項として五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第93条第1項第8号を適用しているが、契約締結伺いに契約保証金を免除する根拠条項とその理由が記載されていない。

カ アップデート業務委託契約の締結伺いに、随意契約によることのできる具体的理由が記載されていない。

キ 仕様書に記載のないパソコンを追加依頼してアップデートしているが、契約

変更を行っておらず、追加したパソコンについて実績報告書に記載されていない。

ク アップデート業務委託実績報告書は、令和2年3月30日に提出されているが、アップデート業務委託の契約期間は、契約締結日から令和2年3月27日までであり、委託業務検査調書は、完了年月日及び検査年月日が令和2年3月27日となっている。

オの調査業務委託の契約保証金の免除については、予定価格が財務規則第86条の表第6号の随意契約の額を超えていないので、財務規則第93条第1項第6号を適用すべきである。

カの契約締結伺いについては、調査業務を実施した業者がその調査業務において提出した結果を他の業者に伝達したとしても、再度、詳細な確認とそれに基づくアップデート仕様計画作成が必要であることを理由に、随意契約ができる場合を定める地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するとして、特命随意契約の方法により契約を締結しているが、調査結果を基に本件業務委託契約をすることになるのであるから、他の業者でも請け負える調査結果であるべきであり、他の随意契約条項に該当しない限り、競争入札によるべきである。

本件契約の事務処理については、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則及び五島市随意契約ガイドライン（平成22年3月25日付け21五財第1521号）に則っておらず契約事務の体を成していないから、複数職員による契約事務の体制を整備して、法令に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

（教育委員会事務局学校教育課）

適切でない契約締結については、追記、修正を行いました。

今回の事例をもとに作成したマニュアルを担当係長の引き継ぎ事項に加え、確認事項として継続し、誤った処理が発生しないように全職員へ指導しました。

(2) 福江城石垣除草作業業務委託について

福江城石垣除草作業業務委託については、予定額が1,220,312円で随意契約の限度額を超えているにもかかわらず、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定められたロープ高所作業に係る教育を受けた業者が2者に限られるとして随意契約の方法により契約を締結している。

しかしながら、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第86条の表第6号に該当しないから指名競争入札によるべきである。

また、仕様書に基づき設計金額の算出に必要な場合に作成すべき設計書が作成されていない。設計書は、契約の履行内容の確認を容易にし、確実な契約の履行の確

保を図ることを目的として作成するものであり、その役割は、見積者の契約の内容、要件等を知る資料で契約担任者にとっては予定価格設定並びに監督及び検査の資料等になるものであるので、適正な事務処理に努められたい。

【講じた措置】

(教育委員会事務局生涯学習課)

本年1月に実施する「福江城石垣除草作業業務委託」から、設計書を作成し、指名競争入札で実施した。

(3) 福江文化会館施設使用料について

福江文化会館施設使用料について、美術・骨董品類の売買事業を営む法人が美術品及び骨董品の無料相談・査定、買取という営利を目的として利用したにもかかわらず、五島市福江文化会館条例（平成16年五島市条例第252号）別表第1項の表備考第2項の規定による使用料の額の2倍の額を徴収していない。

その原因は、使用料の算出に当たって、申請書の記載内容だけでは利用目的が営利を目的とした利用なのか判断が難しいことによるものであるから、利用者からの十分な聞き取りやインターネット等で情報収集を行い、算出誤りがないようチェック体制を強化して条例に基づき適正に徴収されたい。

【講じた措置】

(教育委員会福江文化会館)

適正な事務処理となるよう、利用する事業者についての概要をインターネット等によりチェックし、申請時に聞き取りにより利用目的と内容についての詳細を確認することとしている。